

4 平成26年発生災害に係る激甚災害の指定

平成26年に発生した災害のうち、「激甚災害指定基準（本激）」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）に該当し、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号。以下「激甚法」という。）の措置が適用される災害として、「7月30日から8月25日までの間の暴風雨（台風第11号及び台風第12号）及び豪雨による災害」が平成26年10月1日付政令第321号をもって指定された。（平成26年9月10日政令第301号をもって農地等の災害復旧事業等に係る特別措置等について指定されたが、その後、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助等が追加されたため、改めて指定したものである。）

また、「局地激甚災害指定基準（局激）」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）に該当し、激甚法の措置が適用される災害として、「平成26年2月16日及び同月17日の融雪による災害」、「平成26年3月30日及び同月31日の融雪による災害」、「平成26年11月22日の地震による災害」、「平成26年10月4日から同月7日までの間の暴風雨による災害」の4災害が平成27年3月18日付政令第79号をもって指定（「平成26年11月22日の地震による災害」については、平成26年12月19日付政令第403号により指定されたが、新たに指定基準に該当した区域を追加するため、一旦これを廃止し、改めて指定したものである。）されるとともに、「平成12年から平成25年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害」の災害期間が平成27年3月31日付政令第130号をもって「平成26年」までに延長された。

なお、平成26年災害に係る特定地方公共団体は、平成27年3月18日付けで文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省の共同告示第1号により41市町村が指定された。

○ 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日
中央防災会議決定
最終改正 平成21年3月10日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

1 法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0・5%を越える災害

B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0・2%を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの

（1） 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%を超える都道府県が1以上あること。

（2） 1の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の5%を超える都道府県が1以上あること。

2～8 （省略）

9 法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第2章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第5条の措置が適用される災害について適用する。

10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のおよび被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

平成 21 年 3 月 10 日改正の指定基準は、平成 21 年 10 月 1 日以後に発生した災害について適用。

○ 局地激甚災害指定基準（国土交通省関係抜粋）

昭和 43 年 11 月 22 日
中央防災会議決定
最終改正 平成 23 年 1 月 13 日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「法」という。）第 2 条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（1）に掲げる市町村における（1）に掲げる災害については、法第 3 条第 1 項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第 4 条第 5 項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第 2 章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第 24 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の措置、（2）に掲げる市町村の区域における（2）に掲げる災害については、法第 5 条、第 6 条及び第 24 条第 2 項から第 4 項までの措置（省略）、（3）に掲げる市町村の区域における（3）に掲げる災害については、法第 11 条の 2 の措置、（4）に掲げる市町村の区域における（4）に掲げる災害については、法第 12 条及び第 13 条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（1）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 14 号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が 1 以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満のものを除く。）

（イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の 50% を超える市町村（当該査定事業費の額が 1 千万円未満のものを除く。）

（ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が 50 億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が 2 億 5 千万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の 20% を超える市町村

（ハ）当該市町村の当該年度の標準税収入が 50 億円を超え、かつ、100 億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の 20% に当該標準税収入から 50 億円を控除した額の 60% を加えた額を超える市町村

② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く。）

（2）～（4） 省略

平成 23 年 1 月 13 日改正の指定基準は、平成 22 年 1 月 1 日以後に発生した災害について適用。